

議案第82号

世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 旅費の種類を変更するとともに、世田谷区長等の給料等に関する条例の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年5月世田谷区  
条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（通則）」を付する。

第2条に見出しとして「（報酬）」を付する。

第3条に見出しとして「（報酬の不支給）」を付する。

第4条の前に見出しとして「（報酬の支給方法）」を付する。

第6条に見出しとして「（費用弁償）」を付し、同条第2項中「車賃、日当、宿泊  
料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及  
び渡航雑費」に、「副区長」を「区長及び副区長」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。